

令和 8 年度 第 1 回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和 8 年 4 月 23 日開催

高野町農業委員会

令和 8 年度第 1 回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

● 開 催 日 令和 8 年 4 月 23 日(木)

● 開 会 時 刻 午前 10 時 20 分開会

● 開 会 場 所 高野山テレワークセンター(旧管理棟)

● 出 席 委 員 1 番 森脇 伸宜 2 番 柳 葵 3 番 木村 金男
5 番 梶部 起子 7 番 井手上 治己 8 番 上田 静可
9 番 井阪 晴美 10 番 下名迫 勝實

以上 8 名出席

● 欠 席 委 員 4 番 泉平 和廣 6 番 西辻 政親

以上 2 名欠席

● 出席推進委員 眞野 弘和

以上 1 名出席

● 欠席推進委員 山本 和英

以上 1 名欠席

● 事 務 局 員 事 務 局 長 田輪 文香

事 務 局 員 民農 里英 溝端 英人

● 議 事 事 項 ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

・議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積等
促進計画の決定について

協議第 1 号 令和 8 年度高野町農業委員会の開催日程について

報告第 1 号 職員の任免について

・その他

● 議 事 内 容 次のとおり

*****午前 10 時 20 分開会*****

事務局(民農里英) おはようございます。
定刻より早いですが、皆様おそろいですので、令和 8 年度第 1 回高野町農業委員会定例会を開催致します。
さて、本委員会ですが本日、出席委員 8 名、推進委員 1 名出席されています。
高野町農業委員会会議規則第 10 条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますのでご報告いたします。
それでは、事務局長よりご挨拶お願いいたします。

事務局長(田輪文香) おはようございます。
本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
今年度、最初の農業委員会となりますが人事異動によりメンバーが変わり、観光振興課内におきましても 4 名の職員が入れ替わりました。
現在、新体制のもと課内も少々慌ただしくしております。
また、事務分掌の変更により、農業関連の業務は当課が担当いたしますが、林業関係については建設課へ移管となり、それに伴い当課の担当が 1 名減となります。
体制が変わることで、皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。
季節の話題ですが、今年は暖かく富貴のほうでは桜の開花が例年より一週間ほど早かったと聞いております。
高野のほうも同様に一週間から十日ほど早く開花したため、すでに散ってしまった場所が多いのですが、壇上伽藍の桜は現在満開を迎えております。
今年度も、農業委員会にて様々な業務をご審議いただくこととなりますが、皆様と連携しながら進めていきたいと考えております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局(民農里英) ありがとうございます。
つづきまして、高野町農業委員会会議規則第 29 条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。
本日の署名委員は、1 番 森脇委員・3 番 木村委員にお願いします。
つづきまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第 9 条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いします。

議長 改めまして、おはようございます。
新年度に入り、これが初めての農業委員会となります。

本年度も引き続き、皆様とともに委員会を進めていくこととなります。
今後は委員の改選等も予定されており、あと2、3か月という期間ではございますが、改選までの間、何卒よろしくお願いいたします。
それでは、次第に沿って行います。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局(民農里英) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。
令和8年4月23日提出
高野町農業委員会 会長 柳 葵
今回の申請についてご説明します。農地の所在、………筆です。
場所については、6ページの航空写真をご覧ください。
登記簿地目、現況地目共に…です。
面積は合計………㎡です。権利の種別は、………による………の………です。
譲渡人の住所、氏名、………、………氏。
申請事由は、譲渡人・譲受人の希望によるものです。
譲受人の住所、氏名は………、………です。
申請事由としましては、………することです。
補足説明としまして、現地調査につきましては、4月3日に、事務局と西辻委員と実施いたしました。
詳細については、5ページの調査書をごらんください。
1号の全部効率化要件については、………等の………を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。
また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。
4号の農作業従事要件については、譲受人が年間150日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。
5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。
また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。
次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で………等の………を行い、効率的な営農を目指すとのこと。
今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

ご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

本件につきましては、西辻委員が欠席されておりますので、事務局代読で現地調査報告をお願いします。

事務局(民農里英)

代読 6 番西辻です。

議案第1号について、令和 8 年 4 月 3 日に事務局の民農係長、丸石主事と共に現地調査を行いました。

当該申請地に於いては、……があり……されています。

これまで、申請者の…が管理し、下限面積の撤廃を受けて本申請がなされました。

これまでの状況を鑑みて無償での…の移転となります。

今後は取得の農地で…等の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第 3 条の許可相当と判断しました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

場所は……でしょうか。

事務局(民農里英)

はい、……です。

議長

現状では、……が植えられているのでしょうか。

事務局(民農里英)

はい、農地の周囲に……が植栽されております。

申請者からは、当該農地において……の栽培を行いたいとの意向が示されております。

また、当該農地に隣接する……は……であり、……でもあります。

申請者は……に……しており、以前は……が管理をされていた土地です。

今回、譲受人の方と円満に合意が得られたことから、本申請に至ったという経緯でございます。

議長

ご意見等がないようですので、議案第 1 号については「可決」とします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局(民農里英) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。
令和 8 年 4 月 23 日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵
今回の申請についてご説明します。農地の所在、……… です。
場所については、11 ページの航空写真をご覧ください。
登記簿地目は………。現況地目は………です。
面積は合計………㎡です。権利の種別は、………による………の………です。
譲渡人の住所、氏名、………、………氏。
申請事由は、譲渡人・譲受人の希望によるものです。
譲受人の住所、氏名は………、………
…です。
申請事由としましては、………の栽培をするとのこととです。
補足説明としまして、現地調査につきましては、4 月 14 日に、事務局と山本推進委員と実施いたしました。
詳細については、10 ページの調査書をごらんください。
1 号の全部効率化要件については、引き続き………の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。
また、2 号の法人要件について、農業生産法人であるため該当しません。
3 号の信託要件については、個人のため適用はありません。
4 号の農作業従事要件については、譲受人が年間 150 日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。
5 号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。
また、6 号については、現在申請者が農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権を受けているため該当しません。
次に、7 号の地域調和要件については、取得する農地で引き続き…の栽培を行い、効率的な営農を目指すとのこととです。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。
ご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。
本件につきましては、山本委員が欠席されておりますので、事務局代読で現地調査報告をお願いします。

事務局(民農里英) 代読 12 番山本です。
議案第 2 号について、令和 8 年 4 月 14 日に事務局の民農係長と共に現地調査を行いました。
当該申請地に於いては、1 件目の農地は現在、……があり耕作されています。
今後は取得の農地で引き続き……の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き効率的に耕作することが見込まれます。
事務局説明のとおり現地において、農地法第 3 条の許可相当と判断しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

事務局(民農里英) 今回の申請にあたりましては、木村委員に申請者、譲受人、譲渡人の間に入り、ご尽力をいただきました。
おかげさまで、円滑に申請を進めることができました。
この場をお借りして御礼申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。
意見等がないようですので、議案第 2 号についても「可決」とします。
続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定」について事務局より説明願います。

事務局(民農里英) 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について
農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 17 条の規定により、別表農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。
令和 8 年 4 月 23 日提出
高野町農業委員会 会長 柳 葵
14 ページをごらんください。今回の申請は1件で新規でございます。
整理番号 8-1、農地の所在、……他……です。
登記簿は……、現況地目は……。合計面積は……平方メートル。
権利設定は使用借権です。
利用権の設定を受ける者の住所氏名、……、……氏です。
利用権の設定をするもの住所、氏名、……、……です。
設定をうけるものの住所、氏名、………です。利用目的は……です。期間は……です。
以上です。ご審議お願いします。

- 議長 はい、ありがとうございます。
ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。
ご意見等がないようですので、議案第 3 号については「可決」とします。
続きまして、協議第 1 号「令和 8 年度高野町農業委員会の開催日程」について事務局より説明願います。
- 事務局(民農里英) 協議第 1 号 令和8年度高野町農業委員会の開催日程について
令和 8 年度の高野町農業委員会開催日程(案)について、別紙のとおり協議
願いたい。
令和 8 年 4 月 23 日提出
高野町農業委員会 会長 柳 葵
17 ページに大まかな日程を書いております。この書き方ですが、県の常設審
議委員会から、日程をいただいております。そこから逆算して、締切日と事務
処理日等を設定しております。
あくまでも大まかな目安ということですので、ご了承くださいますようお願いい
たします。
以上です。
- 井手上委員 できるだけ 20 日と 21 日を外してほしい。
- 事務局(民農里英) 事務局として、配慮が不足しており失礼いたしました。
- 議長 ただいま事務局説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。
ご意見等が ないようですので、協議第1号については「同意」とします。
続きまして、報告第1号「職員の任免」について 事務局より 説明願います。
- 事務局(民農里英) 報告第 1 号 職員の任免について
本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に
報告する。
令和 8 年 4 月 23 日提出
高野町農業委員会 会長 柳 葵
令和 8 年 4 月 16 日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵
1. 田輪 文香 令和 8 年 4 月 1 日 高野町農業委員会事務局長を任命する。
2. 民農 里英 令和 8 年 4 月 1 日 高野町農業委員会事務局係長を任命する。
3. 溝端 英人 令和 8 年 4 月 1 日 高野町農業委員会事務局員を任命する。
4. 丸石 駿介 令和 8 年 4 月 1 日 高野町農業委員会事務局員を任命する。
5. 松本 齊 令和 8 年 4 月 1 日 高野町農業委員会事務局長を免ずる。
令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う、農業委員会事務局の異動に
ついての報告でございます。

以上です。

事務局長(田輪文香) まず、現在の体制についてご説明いたします。

今日は欠席していますが、丸石くんが農業委員会を担当ということになります。

農業委員会と地域振興を担当する係につきましては、現在、民農、関口、丸石の3名体制となっております。

これまで担当していた職員が他部署へ異動したこともあり、現状では非常に限られた人数で業務を回している状況です。一方で、観光振興課は7名体制で対応しております。

富貴支所にも協力してもらいながら何とか業務を進めておりますが、各部署ともに人員が減少傾向にあるのが現状です。

つきましては、皆様のお力添えをいただけますと幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

ご意見等がないようですので、報告第1号については以上とします。

以上で予定していました 議案審議は 全て終了しました。

その他について、事務局から何かありませんか。

事務局(民農里英)

今回、前任の松本が本日出席させていただく予定でしたが、急な業務の都合により、やむを得ず欠席することとなりました。

本人も、ぜひ皆様に一言ご挨拶させていただきたいと申ししておりましたが、直前の変更となり大変申し訳ございません。

本人からも皆様によりよくお伝えくださいとの伝言を預かっております。

井手上委員

昨年一年間のことになりますが、3月31日付で前任の課長が退職された際、事務局からのアナウンスがありませんでした。

また、昨年9月20日に開催された交流広場のイベントにつきましても、9月16日に農業委員会が開かれていたにもかかわらず、当委員会への案内がありませんでした。

さらに、昨年11月に・・際にも事務局からの連絡がなく、当委員会としても対応ができませんでした。

加えて、今年3月16日の農業委員会では農業委員の改選の話がありましたが、3月16日から4月16日まで農業委員および推進委員の公募が回覧で回ってきた際にも、事務局からの説明はありませんでした。

委員会を開催しているその場で、一言あってもよかったのではないのでしょうか。こうしたことが重なっており、委員の皆様に対して今後もこうした気配りは必要ではないかと思い、要望させていただきました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局もいろいろあるとおもいますが。

井阪委員 昔は電話でお知らせしていたとおもいます。

事務局長(田輪文香) 新体制となり、職員も入れ替わりましたので、皆様のご意見を伺いながら進めていければと考えております。
イベントの情報につきましても随時しっかりとお知らせし、ぜひ皆様にもご参加いただきたいと思います。
今後はこのような不備のないよう、業務に努めてまいりますので、何卒ご協力をお願い申し上げます。

事務局(民農里英) お手元にお配りした農作業の安全に関するチラシについてご説明いたします。
毎年お配りしているものですが、改めて内容をご確認いただき、農作業の際には十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

議長 皆様、農作業中の事故にはくれぐれ也十分ご注意ください、また令和8年度は農業委員の改選を迎える年でございますので、今後様々な意見交換の場が出てくることとおもいます。
その際は皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。
以上をもちまして、本日の委員会は閉会とさせていただきます。
本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

***** 午前 10 時 49 分閉会 *****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 4 月 30 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

※ 署名については、別紙原本にて行っています。

※ この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮して公開しています。